

原産地規則について

○ 輸出される産品の原産性を判断する基準

○ 判断基準の基礎

- 完全生産品（農水産品、鉱物などのみが対象）
- 原産材料のみから生産される産品（原料、部品が全て日本産）
- 実質的変更基準を満たす産品

関税番号変更基準（HS : Harmonized System = 関税番号）

 CTC 基準：関税番号が一定レベル以上に変更することで、
 原産性を評価し得る付加価値を認める方式
 原則として「モノ」の物理的な変化の側面を重視

付加価値基準（VA、RVC 基準）

$$\frac{\text{FOB} - \text{VNM (非原産材料価格)}}{\text{FOB}} \times 100(\%)$$

FOB

 この比率が一定水準（50%以上が一般的）を超える場合に、
 原産性を認める。

 但し、完成品の原産性に影響しない軽度な加工等を除く
 （例：希釈、清掃、包装など）

加工工程基準（SP 基準）

 繊維や化学品に適用されることが多い基準。

 一定の加工工程を経ていることを原産性の基礎とする方式。

- 生産国規則：輸出産品が最終的に生産された国を基準とする。
- 積送規則：輸出産品が直送されていることが原則。

【参考文献】

- 『国際経済法(新版)』小室程夫著 東信堂（2007年6月）
- 「日本の原産地規則の概要・比較分析編」上川純史著
- 『貿易と関税』（財）日本関税協会 2006年6月～11月
- 『2009年不公正貿易報告書』経済産業省編（2009年）
- 第9章「原産地規則」